

昭和三十六年総理府・農林省令第一号

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に
関する法律施行規則

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に
関する法律（昭和三十六年法律第六十二号）第二
条第二号及び第四号、第二十二号第二号及び
第三号並びに第二十四号第二項の規定に基づき、
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に
関する法律施行規則を次のように定める。

（海域指定）

第一条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置
に関する法律（以下「法」という。）第二条第
二項第二号の主務省令で定める海域は、北緯四
十六度東経百四十七度の点から北緯四十三度四
十五分東経百四十五度十五分の点に至り、同点
から国後島ケラムイ岬灯台と北海道根室市納沙
布岬灯台とを結ぶ線の中心点に至り、更に同点
から同灯台と齒舞群島貝殻島灯台とを結ぶ線の
中心点を見通す線を北緯四十三度の点に至る線
以東の太平洋の海域内にある北方地域の地先水
面を水面とする海域とする。

（法第二条第二項第四号の主務省令で定めるも
の）

第二条 法第二条第二項第四号の主務省令で定め
るものは、同号に規定する配偶者、子及び父母
に該当する者が一人の場合にあつてはその者と
し、二人以上の場合にあつてはこれらの者がこ
れらの者のうちから協議して定める者（一人に
限る。）とする。

（法第二条第二項第五号の主務省令で定める場
合）

第二条の二 法第二条第二項第五号の主務省令で
定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に定める場合とする。

一 法第二条第二項第五号の指定をする者（以
下この条及び次条において「指定者」とい
う。）が同号の指定を受ける者（以下この条
において「被指定者」という。）と同一世帯
である場合 指定者の年収（独立行政法人北
方領土問題対策協会（以下「協会」という。）
が定めるところにより算定した一年間の収入
の額。この条及び第二条の四において同じ。）
が三百八十三万円未満であつて、かつ、被指
定者の年収より少ない場合

二 指定者が被指定者と世帯を異にする場合
指定者の年収が三百八十三万円未満であつ
て、かつ、当該年収が被指定者の年収より少
ない場合において、次のイ又はロに該当する
とき
イ 継続して一年以上の期間にわたつて、被
指定者が指定者に対し毎月五万円以上の生
計の援助を行つているとき
ロ イに該当しない場合であつて、被指定者
が指定者に対し年額六十万円以上の生計の
援助を行つているとき
（法第二条第二項第六号の主務省令で定めるも
の）

（法第二条第二項第七号の主務省令で定める場
合）

第二条の三 法第二条第二項第六号の主務省令で
定めるものは、介護、介助その他収入以外の方
法によつて指定者の生活の安定に主として寄与
しているものとして指定者及びその配偶者等
（同項第五号に規定する配偶者等をいう。）第
二条の五から第二条の七までにおいて同じ。）が
共同して協会の定める書類により確認したもの
とする。

（法第二条第二項第七号の主務省令で定める場
合）

第二条の四 法第二条第二項第七号の主務省令で
定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に定める場合とする。

一 法第二条第二項第七号の死亡した者（以下
この条から第二条の六までにおいて単に「死
亡した者」という。）が同号の当該配偶者等
（以下この条において単に「配偶者等」とい
う。）と同一世帯であつた場合 死亡した者
の死亡の当時における年収が三百八十三万円
未満であつて、かつ、配偶者等の年収より少
なかつた場合

二 死亡した者が配偶者等と世帯を異にして
いた場合 死亡した者の死亡の当時における年
収が三百八十三万円未満であつて、かつ、配
偶者等の年収より少なかつた場合において、
次のイ又はロに該当するとき
イ 継続して一年以上の期間にわたつて、配
偶者等が死亡した者に対し毎月五万円以上
の生計の援助を行つていたとき
ロ イに該当しない場合であつて、配偶者等
が死亡した者に対し年額六十万円以上の生
計の援助を行つていたとき
（法第二条第二項第七号の確認）

（法第二条第二項第七号の確認）

第二条の五 法第二条第二項第七号の主務省令で
定めるところによる確認（以下この条において
単に「確認」という。）は、確認を受けよう
とする配偶者等が、協会に対し前条に定める場合

に該当する旨を証明する書類として協会が定め
る書類を提出し、協会から受けるものとする。
ただし、死亡した者に関する確認は一回に限り
行うことができる。

（法第二条第二項第八号の主務省令で定めるも
の）

第二条の六 法第二条第二項第八号の主務省令で
定めるものは、介護、介助その他収入以外の方
法によつて死亡した者の生活の安定に主として
寄与していたものとしてその者の配偶者等が共
同して協会の定める書類により確認したもの
とする。

（法第二条第二項第八号の主務省令で定めるも
の）

第二条の七 法第二条第二項第八号の主務省令で
定めるものに該当する旨の確認は、当該確認を
受けようとする配偶者等が、協会に対し前条の
書類を提出し、第二条の五に定める確認と併せ
て協会から受けるものとする。

（貸付対象法人）

第三条 法第四条第二号の主務省令で定める法人
は、次の各号に掲げる法人とする。

一 漁業協同組合及び水産加工業協同組合

二 農業協同組合

三 森林組合

四 事業協同組合、事業協同小組合及び信用協
同組合

五 商工組合

六 環境衛生同業組合

第四条 法第四条第三号の主務省令で定める法人
は、次の各号に掲げる法人とする。

一 前条各号に掲げる法人（信用協同組合を除
く。）又は漁業生産組合、生産森林組合若し
くは企業組合であつて、北方地域旧漁業権者
等（法第二条第二項に規定する北方地域旧漁
業権者等をいう。以下同じ。）がその総組合
員の過半をしめるもの

二 合名会社、合資会社又は合同会社であつ
て、北方地域旧漁業権者等がその社員（業務
執行権を有しないものを除く。）の総数の十
分の九以上であるもの

三 株式会社であつて、北方地域旧漁業権者等
がその株主の総数の十分の九以上であり、か
つ、その総株主の議決権の十分の九以上を保
有しているもの

四 一般社団法人であり、かつ、北方地域旧漁
業権者等がその社員の総数の十分の九以上で
あつて、主務大臣の承認を受けたもの

附 則 この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年七月三日総理府・農
林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年一月二十九日総理
府・農林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行し、改正後の
規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

附 則（昭和五三年一月二日総理府・
農林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年九月二七日内閣府・
農林水産省令第一八号）
この命令は、平成十三年十月一日から施行す
る。

附 則（平成一五年九月三〇日内閣府・
農林水産省令第二〇号）抄
この命令は、公布の日から施行する。ただ
し、附則第三項及び第四項の規定は、平成十五
年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日内閣府・
農林水産省令第四〇号）
この命令は、平成二十年四月一日から施行す
る。

附 則（平成二〇年一月四日内閣府・
農林水産省令第一〇号）
この命令は、公布の日から施行する。ただ
し、第四条第四号の改正規定は、一般社団法人
及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法
律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二
月一日）から施行する。

附 則（平成三一年一月二五日内閣府・
農林水産省令第一号）
（施行期日）
第一条 この命令は、北方地域旧漁業権者等に
対する特別措置に関する法律の一部を改正する
法律（平成三十年法律第七十七号。以下「改正
法」という。）の施行の日（平成三十一年四月
一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第二条第二項の主務省令で
定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に定める場合とする。

一 改正法附則第二条第二項の施行日前に同項
の旧法指定をした者（同項又は同条第三項の
指定をした者を除く。以下「旧法指定者」と

- いう。)が同条第二項の指定を受ける者(以下この項において「被指定者」という。)と同一世帯である場合、同項の施行前に、旧法指定者の年収(協会が定めるところにより算定した一年間の収入の額。この条において同じ。)が三百八十三万円未満であつて、かつ、同項の被指定者の年収より少ない場合
- 二 旧法指定者が被指定者と世帯を異にする場合、同項の施行前に、旧法指定者の年収が、三百八十三万円未満であつて、かつ、同項の被指定者の年収より少ない場合において次のイ又はロに該当するとき
- イ 継続して一年以上の期間にわたつて、被指定者が旧法指定者に対し毎月五万円以上の生計の援助を行つてるとき
- ロ イに該当しない場合であつて、被指定者が旧法指定者に対し年額六十万円以上の生計の援助を行つてるとき
- 2 改正法附則第二条第三項の主務省令で定めるものは、介護、介助その他収入以外の方法によつて旧法指定者の生活の安定に主として寄与しているものとして旧法指定者及びその配偶者等(法第一条第二項第五号の配偶者等をいう。)が共同して協会の定める書類により確認したものとす。